

# 鬼北町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

## 1 現状

鬼北町は、平成17年1月1日に広見町と日吉村が合併してできた町です。技能労務職員は、旧町村ともに平成7年から新規採用を控え、人員抑制に努めています。

### (1) 職種ごとの人数・平均給与・平均年齢・民間従業員等のデータ

平成19年4月1日現在

区 分	鬼北町				民 間		
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	職種	平均年齢	平均給与月額
全体	46.6歳	7人	296,600円	315,914円			
うち調理師	50.5歳	4人			調理師	41.5歳	256,800円
うちその他	39.6歳	3人					

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当などのすべての手当の額を合計したものであり地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 3 民間データは、「賃金構造基本統計調査」の数値を基に、職務の内容が類似すると思われる職種の労働者のデータを総務省で再集計（平成16年～平成18年の3ヶ年平均）したのですが、年齢、業務内容、雇用形態等の点において一致しているものではなく、ひとつの参考として示しています。  
 4 民間の職種については、公務員の職種に類似すると思われるものを記入しています。  
 5 対象となる職員数が少なく個人情報が特定されるため、内訳の「平均給料月額」、「平均給与月額」の欄を（ ）としています。

### (2) 年齢別職員数

平成19年4月1日現在

区 分	40歳未満	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
	全体	-	3人	1人	1人	1人	1人	
うち調理師	-	1人	1人	-	1人	1人	-	4人
うちその他	-	2人	-	1人	-	-	-	3人

(注) 該当職員がない欄は、「-」を記入しています。

### (3) その他給与に関する事項

#### ア 給料表

国家公務員行政職給料表(二)の4級制を適用し、平成19年4月1日から愛媛県人事委員会勧告に基づいたものです。

イ 手当等

扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当を、該当者に支給しています。

ウ 昇給基準等

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じて、4号給（55歳を超える場合は2号給）を標準として昇給します。

2 今後の見直しに向けた基本的な考え方等

今後も、退職不補充を原則とし、必要な業務については民間委託等に対応します。

給与面においては、民間との均衡に留意し、国・県・他団体を参考にしながら、適正な運営に勤めます。

3 具体的な取組内容

人事院勧告及び愛媛県人事委員会勧告に基づき、適正な給与改正に取り組みます。

4 その他

定年退職等による職員減に対しては、事務・事業の見直しは当然のこととして、民間委託や指定管理者制度の導入を検討します。